

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令 福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令 五
- 告 示 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件の一部を改正する件 五
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 六
- 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 六
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 七
- 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 七
- 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 八
- 公告 随意契約の相手方を決定した件 八
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件 九
- 浸水想定区域を指定した件三件 九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 九

福島県訓令第三号

訓 令

本庁機関関係 出先

福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月六日

福島県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産業協同組合等検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）

第十九条中「第九十三条第一項」の下に「及び第二項」を、「第一百十条第一項」の下に「及び第二項」を、「第一百二十二条第一項」の下に「及び第二項」を、「第一百六十六条第一項」の下に「及び第二項」を、「第三十五条第一項」の下に「及び第二項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十三条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十条」を加える。

この訓令は、令和八年三月六日から施行する。

（農業経済課）

告 示

福島県告示第十六号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件（平成十三年福島県告示第三百六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月六日

表中「令和七年度」を「令和十二年度」に、「〇・八ミリグラム」を「〇・六八ミリグラム」に、「〇・〇五ミリグラム」を「〇・〇三四ミリグラム」に改める。
（水・大気環境課）

福島県告示第十七号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考

三〇九	消えたモナ・リザ	作 ニコラス・デイ 訳 千葉茂樹 発行所 株式会社小学館	推奨対象 中学生、高校生 青年、一般
三二〇	それからぼくはひとり で歩く	作 アリシア・モリーナ 訳 星野由美 絵 犬吠徒歩 発行所 株式会社ほるぷ出版	推奨対象 小学生(中学年、 高学年)
三二一	ペランダでわたをつくつたよ	作 あおきあさみ 発行所 株式会社福音館書店	推奨対象 小学生(低学年、 中学年)
三二二	なにかいいことあった?	作 ミーシャ・アーチャー 訳 石津ちひろ 発行所 B.L.出版株式会社	推奨対象 幼児、小学生(低 学年)

(こども・青少年政策課)

福島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月六日から同年四月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月六日から同年四月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル昭和町店 福島県白河市昭和町二百十四
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月六日から同年四月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
1 法律、条例の規制を遵守し、良好な生活環境を維持するように努めてください。
2 周辺住民から騒音や交通対策等について意見や要望があった際には、真摯に対応ください。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。)第四条第一項第十号に掲げる潜水器漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべ

き期間を次のように定める。
令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

第一 制限措置

一 漁業種類

潜水器漁業

二 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

二十九人

三 操業区域

漁業権者の同意のあつた第一種共同漁業権漁場

四 漁業時期

(1) 規則第四十条第一項の表十一の項に規定するあわび、同表十三の項に規定するほつきがい及び同表十五の項に規定するうにを採捕する場合 同表中欄に規定する期間外であつて、漁業権者が同意した期間

(2) (1)に掲げる水産動物以外の水産動植物を採捕する場合 漁業権者が同意した期間

五 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和八年三月六日から同年四月六日まで

(水産課)

福島県告示第百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和八年二月十六日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十日認可した。
令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第百二十三号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和八年二月十二日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があつた。
令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積(平方メートル)

伊達郡桑折町大字伊達崎字大柳 一二 畑 一、一三八

二 農地の利用の現況

モモの栽培で利用

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

モモの栽培で利用

四 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借り受け希望者が明確であり、かつ、農用地として利用することが著しく困難な農地ではないため、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条の基準に適合すると認められる。

五 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和八年四月一日

2 存続期間 三年九月

3 借賃に相当する補償金の額 一五、〇〇八円

六 その他参考となるべき事項

(記載なし)

(農村振興課)

福島県告示第百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を富岡町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

飯土井新三郎 原田長吉

保証責任富岡信用販売購買利用組合

二 通知の内容の要旨

1 保安林に指定したこと。

2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定実施要件については、保安林の指定をする件(令和八年福島県告示第三十八号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 星佳優 五十嵐伊吉 押部重次郎 マット和子 海老名光夫 五ノ井忠次郎 五ノ井忠次郎 星キチノ 星スミ子 星慶次 星賢一 星至 星晴大 星勇志 青柳博渡部運 渡部久彌 渡部健志 渡部建志 渡部光夫 渡部幸一 渡部俊治 渡部新吾 渡部静子 渡部太門 渡部富五郎 渡部友喜 渡部彌 渡部槐 加藤春夫 加藤政一 角田喜一 角田和一 本名三郎 角田ツヤ子 角田庄二 角田平吉 栗城梅吉 栗城梅吉 黒川広志 黒田梅喜 雪下繁 長谷川亨 長谷川重夫 長谷川長吉 黒田勘壹 雪下徳三郎 五ノ井嘉代次 五ノ井輝美 五ノ井源司 五ノ井玄瑞 五ノ井四郎 五ノ井次八 五ノ井新三郎 五ノ井新六 五ノ井千代次 五ノ井鶴松 五ノ井文美 五ノ井祐喜 五ノ井傳七 五ノ井傳八 青柳始 青柳源次郎 青柳源太郎 青柳庄一 青柳武雄 青柳綱次郎 青柳庄一 長谷川文次 長谷川文次 渡部岩四郎 渡部新蔵 渡部孫四郎 渡部傳蔵 押部源一郎 五ノ井宗一 岩淵太門 須佐一広 須佐英子 須佐保房 大竹啓二郎 大竹啓二郎 大竹浩 大竹実 大竹茂 滝沢正昭 目黒孝

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第三十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柵倉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 松本光義 藤田音次 鈴木宗司 金澤義一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

と。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第四十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を平田村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 荒川洋一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第二十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土地区画整理組合の名称

- 伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合

二 事務所のある地

- 福島県伊達市鶴田七十四番一 カササ伊達一〇二号室

三 設立認可の年月日

- 令和三年三月二日

四 変更認可の年月日

- 令和八年三月六日

五
変更の内容

事業施行期間

変更前

令和三年六月十六日から令和八年三月三十一日まで

変更後

令和三年六月十六日から令和十二年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

公
告

公告第53号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（旅費制度改正関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年3月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（旅費制度改正関係） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
181,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

公告第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
新地町土地改良区

就任した役員

住所
役別 氏名

監事 水戸 春生 相馬郡新地町谷地小屋字新地八四番地の二

（農村計画課）

公告第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
矢吹原土地改良区

就任した役員

住所
役別 氏名

理事 佐藤 征男 岩瀬郡鏡石町豊郷中二〇八番地

（農村計画課）

公告第五十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、鬼光頭川、宝川、山田川、笹川、安座川、切石川、野辺沢川、応名川、大深沢川、大谷川、滝尻川、磨上川、高橋川、小黒川、小田川、高森川、梵天川、大倉川及び会津川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第五十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、払川、烏帽子森川、山ノ入川、境川、口太川、安達太田川、針道川、滝山川、轟川、羽石川及

び原瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第五十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、塩沢川、小塩沢川、伊南川、榎戸川、小川沢川、後田川、初瀬川、大白沢川、布沢川、太田川、野々沢川、塩岐川、下山沢川、富沢川、深沢川、鹿水川、小屋川、久川、小滝川、白沢川、宮沢入川、湯の岐川、鱒沢川、伊与戸川、自源寺川、鶴沼川、小野川、田沢川、帯沢川、黒沢川、赤穂原川、黒森沢川、富貴沢川及び山王川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南会津建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

（都市計画課）

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）